

平成30年度 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金制度 の御案内

※「就学支援金」、「給付型奨学金」とは提出期限・認定基準等が異なります。十分確認してください。
 ※「奨学のための給付金」を申請しない方は、書類の提出は不要です。

1 対象となる方

平成30年7月1日（基準日※7月以降の入学者は入学日）時点で、次の全ての要件を満たしている保護者

- (1) 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する国公立高校生等がいること。
 ※ 高校生が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支給対象となっている場合は対象となりません。
- (2) 生活保護受給世帯であること又は保護者全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が非課税（0円）であること。
- (3) 保護者が東京都内に住所を有していること。
 ※ 保護者が東京都外に住所を有している場合、申請先は居住する道府県教育委員会です。
 ※ 生徒本人が東京都外の国公立高等学校等に在籍している場合であっても、保護者が東京都内に住所を有している場合、申請先は東京都教育委員会です。

対象確認シート ※ 兄弟姉妹で制度対象者が複数いる場合、それぞれ申請を行ってください。

平成30年7月1日現在、保護者は生活保護（生業扶助）を受給していますか？

いいえ

平成30年度において、保護者全員の「都道府県民税所得割額」及び「区市町村民税所得割額」の合算が非課税（0円）ですか？

※ 課税日時点で海外に在住していることにより、課税証明書等が取得できない場合、本制度の対象外です。

はい

いいえ

制度対象外です。

生徒本人は通信制課程に在籍していますか？

いいえ

生徒本人には、平成30年7月1日現在、いずれかの条件に該当する兄弟姉妹がいますか？
 A 高校生でない、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹
 B 高校生である兄弟姉妹（公立・私立、年齢等は問わない。）

はい(B)

その兄弟姉妹はいずれかの条件に該当しますか？

- ・ 生徒本人から見て、年長の高校生である。
- ・ 通信制課程に在籍する高校生である。

はい(A)

はい

いいえ

いいえ

「生活保護（生業扶助）受給世帯」の給付額です。

「非課税世帯・通信制」の給付額です。

「非課税世帯（第2子）・全日制/定時制」の給付額です。

「非課税世帯（第1子）・全日制/定時制」の給付額です。

2 給付額（年額）

	全日制/定時制	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	32,300円
非課税世帯（第1子）	80,800円	36,500円
非課税世帯（第2子以降）	129,700円	

※ 給付額は返済不要です。 ※ 給付時期は平成30年12月の予定です。

3 必要書類

※ ☆マークがついている書類は、在学する都立学校の経営企画室又は東京都教育委員会のホームページで、平成30年7月以降、入手することができます。

申請者全員

- ① 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書 (☆)
- ② 支払金口座振替依頼書 (☆) + 通帳の写し
(金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページ)
- ③ 充当委任状 (☆) (都立高校等において、高校生に係る学校徴収金への充当を承諾する場合)

生活保護(生業扶助)受給世帯の方

- ④ 生業扶助受給証明書 (☆)
 - ・ 「生業扶助受給」等の記載がある場合は、福祉事務所発行の生活保護受給証明書の提出でも可能です。
 - ・ 保護者に係る「受給開始日」が「平成30年7月1日」以前、証明書の発行日が「平成30年7月1日」以降となっていることを確認してください。

非課税世帯(第1子及び第2子)

※就学支援金等の申請で、既に提出している必要書類がある場合、当該書類の提出は不要です。

	生徒本人が都立学校に通学している場合	生徒本人が都立学校以外に通学している場合
④	マイナンバー収集台紙 (☆: 都立学校経営企画室でのみ配布)	いずれかを保護者全員分 平成30年度住民税(非)課税証明書 平成30年度特別徴収税額通知書 平成30年度住民税納税通知書
⑤	住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (☆) 保護者に係る「住民となった日」が「平成30年7月1日」以前、証明書の発行日が「平成30年7月1日」以降となっていることを確認してください。	
⑥	(高校生でない、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合) 兄弟姉妹の健康保険証の写し 健康保険証が国民健康保険の場合、扶養申立書 (☆) も併せて提出してください。	
⑦	(都立以外の高校に在学する兄弟姉妹がいる場合で、第2子としての申請を行う場合) 兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書	
⑧	(生徒本人に保護者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合) 生徒本人の健康保険証の写し 健康保険証が国民健康保険の場合、扶養申立書 (☆) も併せて提出してください。	

※1 何らかの事情でマイナンバーを提出できない場合は、下記「書類提出上の注意点」(3)を確認してください。

※2 マイナンバー収集対象となっていない方の、住民票に記載されているマイナンバーは、**判別できないよう処理(黒塗り等)した上**で提出してください。

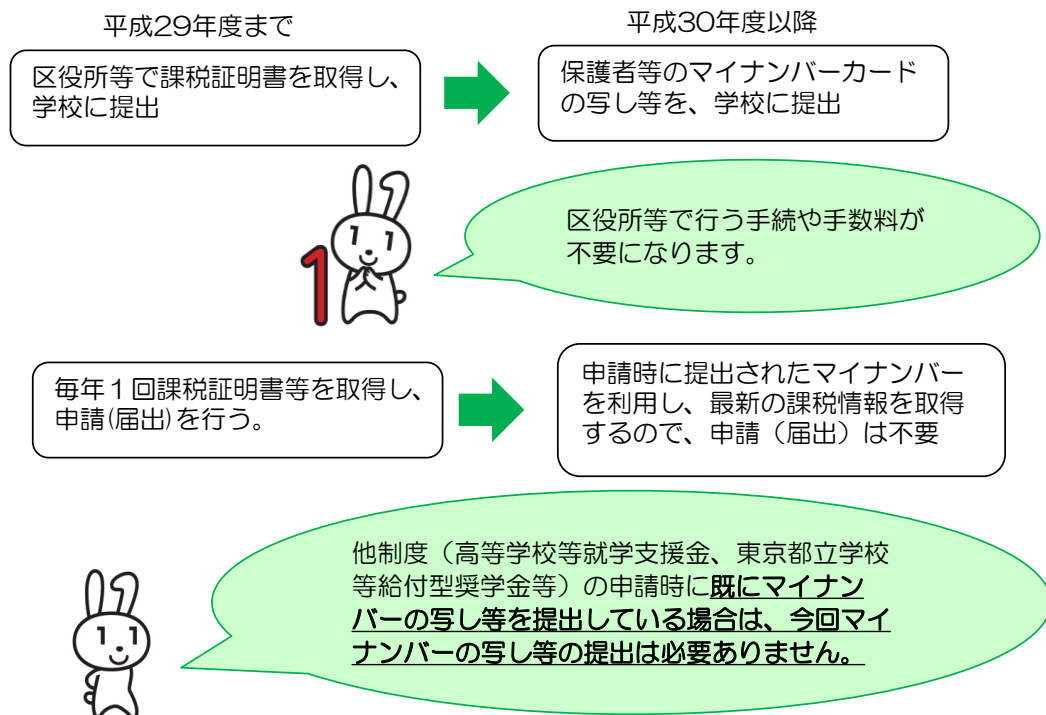
■ 書類提出上の注意点

- (1) 就学支援金等の申請で、既に提出している必要書類がある場合、上記の書類の提出は不要です。
※就学支援金等の申請で、生業扶助受給証明書及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書の発行日が「平成30年7月1日」より前のものを御提出いただいている場合、今回の申請では「平成30年7月1日」以降に発行された証明書を再度提出する必要があるので注意してください。
- (2) 一度提出された書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合は、その写し(コピー)を提出してください。**写しを提出する場合は、氏名やマイナンバー等の文字が鮮明にわかるよう複写してください。**
- (3) 親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めません。その方の所得を確認できる書類の提出は不要となりますので、手続上、親権者又は未成年後見人がいないものとみなして、必要書類を提出してください。
 - ①一時的に親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人
- (4) 何らかの事情でマイナンバー収集台紙を提出できない方は、上記「マイナンバー収集台紙」の代わりに以下のいずれかの書類を提出してください(区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額は以下の書類で確認できます。)。
 - ①平成30年度 住民税(非)課税証明書
 - ②平成30年度 特別徴収税額通知書
 - ③平成30年度 住民税納税通知書
- (5) 都立高等学校等以外の国公立高等学校等に在学している場合は、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書に、在学する学校の校長から在学している証明と就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者である旨の証明(印)を受けてください。

4 都立学校にお通いのみなさまへ

平成28年1月1日からマイナンバー制度（税と社会保障の個人番号制度）が始まりました。
都立高等学校及び都立中等教育学校では、平成30年度以降における奨学のための給付金に係る手続きの簡略化のためにマイナンバーによる申請を開始いたします。

■ マイナンバー利用による申請者のメリット



■ マイナンバーを確認できる書類

(1) 個人番号通知カード



(2) 個人番号（マイナンバー）カードの裏面



(3) 個人番号（マイナンバー）付の住民票

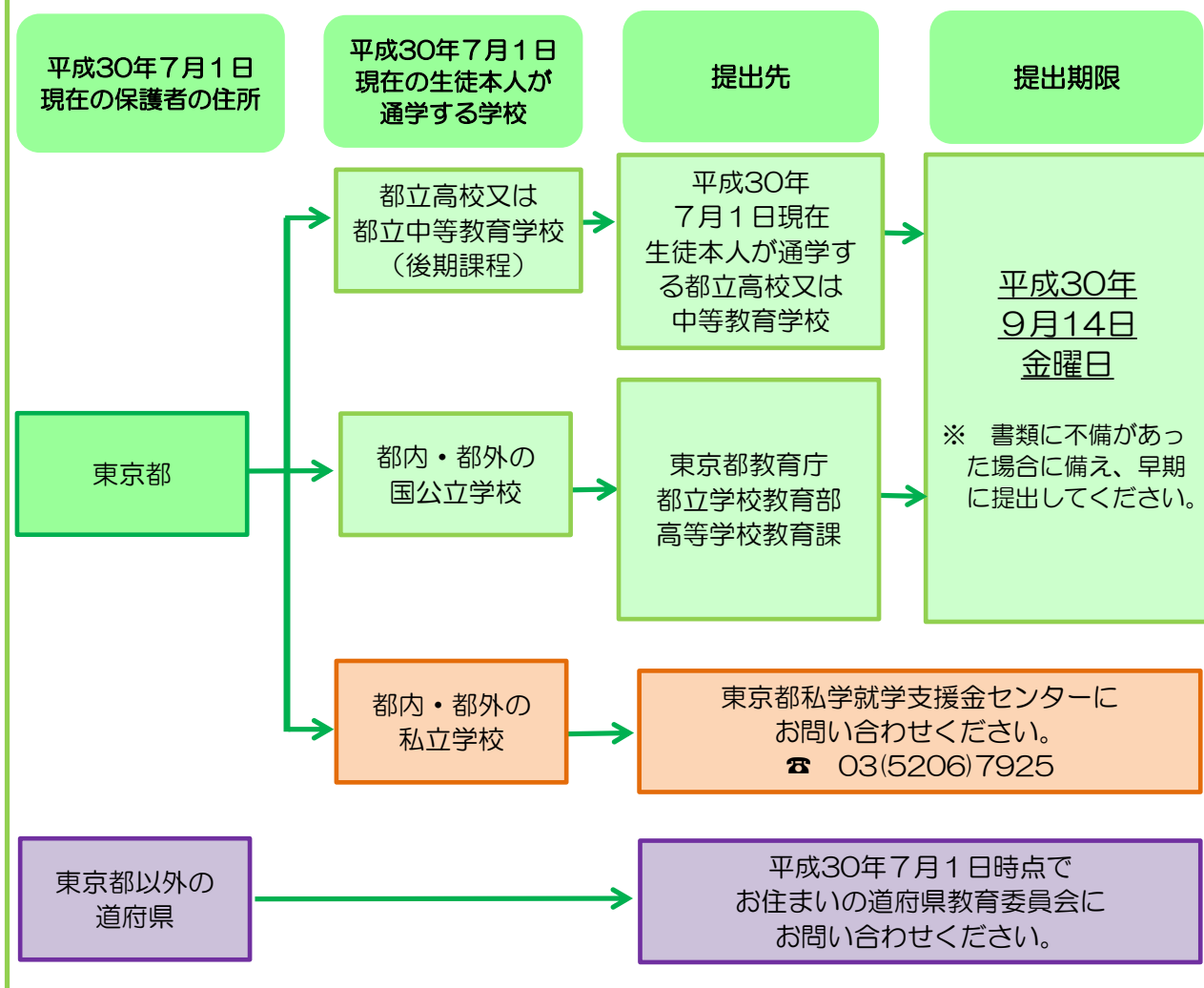
住民登録している区・市役所、町・村役場で取得できます。

- 提出された個人情報の取扱いについて
この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い適正かつ厳格に管理します。
なお、奨学のための給付金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督を行います。
提出されたマイナンバーは他の就学支援事業（高等学校等就学支援金、東京都立学校等給付型奨学金、東京都立学校等学び直し支援金）に利用させていただく場合があります。
あらかじめ御承知おさください。

※ マイナンバーの利用により取得できる情報は課税情報のみとなります。
生業扶助受給証明書、生活保護受給証明書、住民票及び住民票記載事項証明書は従来どおり区役所等で取得が必要となりますので注意してください。

5 提出期限・提出先等

保護者の住所及び生徒本人の通学する学校により提出期限・提出先が異なりますので注意してください。



6 よくある質問

Q1 海外に赴任しているため、日本国内に住所を有していません。就学支援金は支給されているので、奨学のための給付金も受給することはできますか？

A1 奨学のための給付金は、保護者全員の住所が日本国内にあることが条件となります。海外に赴任し、保護者等の一人でも住所が国内にない場合は、奨学のための給付金の支給対象とはなりません。

Q2 7月1日以降に、転学（退学）したのですが、申請できますか？また、申請できる場合、転学先の学校に提出すればよいですか？

A2 申請ができます。

7月1日以降に退学した場合は、退学前の学校に、7月1日以降に転学した場合は、転学前の学校にそれぞれ提出してください。

Q3 父親が単身赴任で、他県に住んでいます。申請は、東京都にしてもよいですか？

A3 東京都が生活の本拠地となる場合は、東京都に申請してください。ただし、単身赴任先の道府県に既に申請している場合は、東京都への申請はできません。

7 お問い合わせ

● 生徒本人が都立高等学校又は都立中等教育学校に在籍している世帯
生徒本人が在学している高等学校等の経営企画室

● 生徒本人が都立高等学校等以外の国公立高等学校等に在学している世帯

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北側39階

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当

☎ 03(5320)7862（平日9:00～17:00）